


# 現代社会とジェンダー はじめに

---

2023.4.10

佐藤響子

国際教養学部



# 本講義の目的 & 本日の目的

- ジェンダー・セクシュアリティ問題を通じて、今日の社会に存在する次の事象に目を向ける

価値観の対立  
揺らぎ  
多様性

- 本日：なぜこのような視点が必要か、事例を通して考える + 学問的背景を知る

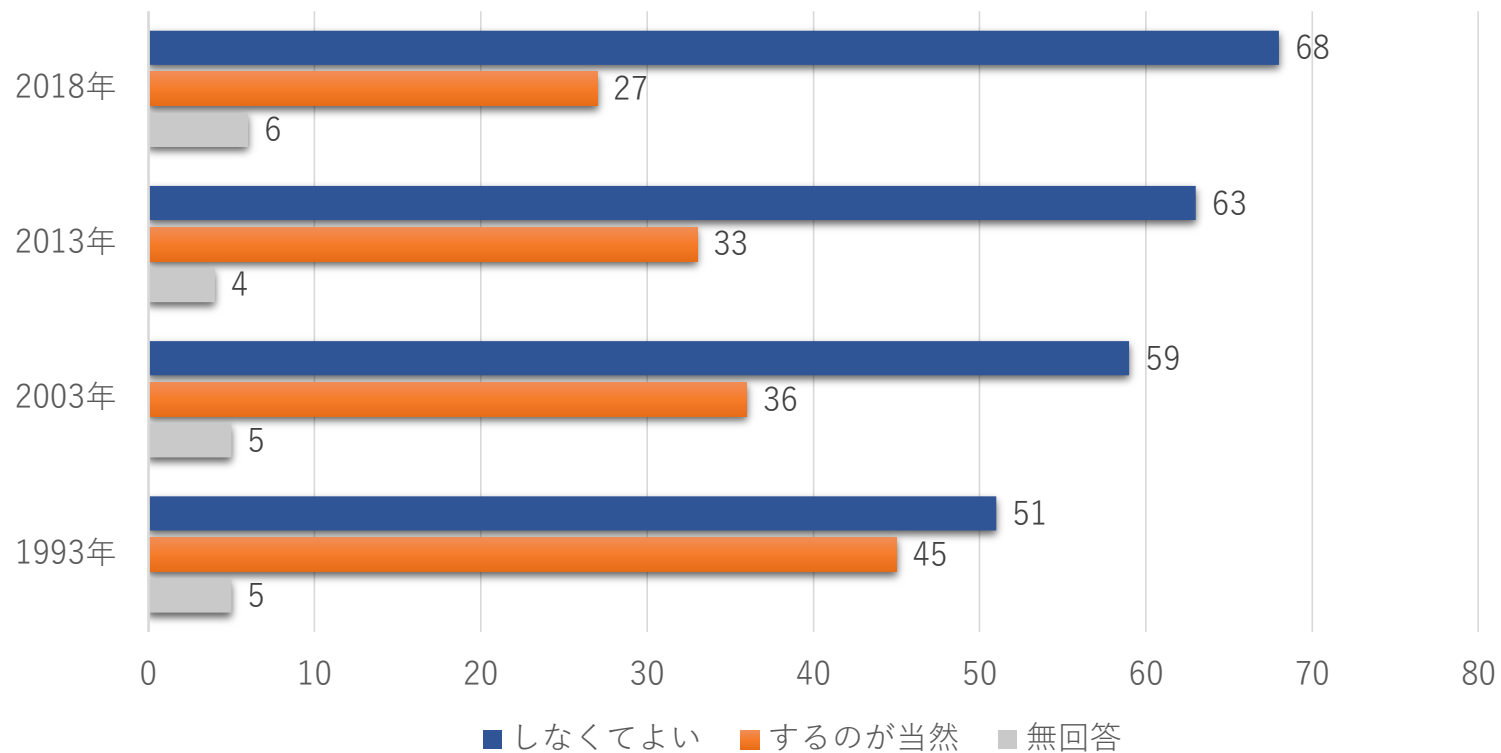
# 結婚觀

# あなたの考えに近いのはどちらですか？

- 甲：人は結婚するのが当たり前だ 《するのが当然》
- 乙：必ずしも結婚しなくてもよい 《しなくてよい》
  
- NHK、1973年から5年ごと「日本人の意識調査」

# 経年変化と年代別相違：意識の世代交代

## • 経年変化



## • 年代別 《しなくてよい》

- ✓ 1970年生まれ以降  
80%前後
- ✓ 1939-43年生まれ  
50%を超えない
- ✓ 1949-53年生まれ  
63 → 62 → 63%

# あなたの考えに近いのはどちらですか？

- いずれ結婚するつもり
  - 一生結婚するつもりはない
- 

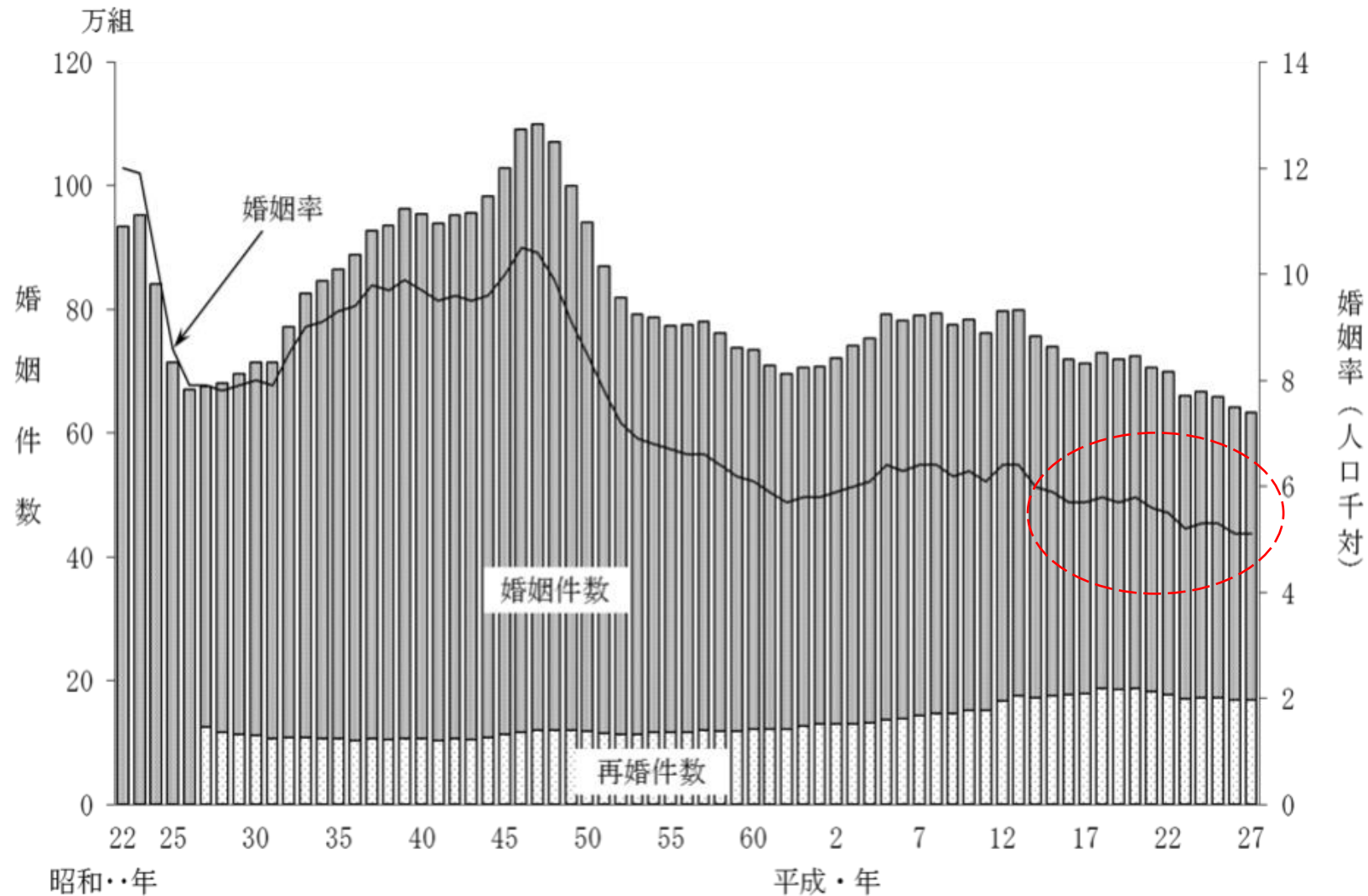
- ある程度の年齢までには結婚するつもり
- 理想的な相手がみつかるまでは結婚しなくてもかまわない

# 結果：ある程度の年齢までに結婚を希望

- いずれ結婚するつもり
  - 男性 85.9% (1997年) → 86.7% (2015年)
  - 女性 89.1% → 89.3%
- ある程度の年齢までに結婚
  - 男性 48.6% (1997年) → 55.2% (2015年)
  - 女性 42.9% → 59.3%

(国立社会保障・人口問題研究所)

# 婚姻件数と婚姻率（人口千対） 厚生労働省



近年、婚姻率は  
低いまま推移




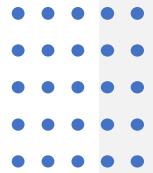

# 結婚にまつわる



規範：結婚すべきかどうか

意識：結婚したいかどうか

現実：実際の婚姻数



# ジェンダー セクシュアリティ 問題から見た結婚



家族の氏をどうするか？  
選択的夫婦別姓

# あなたの考えに近いのはどちらですか？

- 選択的夫婦別姓制度に賛成である
  - 選択的夫婦別姓制度に反対である
  - 分からない
- 

- 結婚改姓をしてもよい
- 結婚改姓をしたくない
- 分からない

# 問題のポイント（法務省まとめ）

- 夫の氏を名乗る割合
  - 2019年 約 95.5%
  - 2015年 約 96.0%
  - 2005年 約 96.3%
  - 1995年 約 97.4%
- 別姓支持意見
  - 現実的不利益、アイデンティティ問題、婚姻の阻害要因
- 別姓不支持意見
  - 家族の一体感、子の利益
- 子の氏：結婚時に決める、複数人子がいる場合同じ氏（法務省案）
- 旧姓の通称使用の問題
- 強制的な夫婦同氏制度は日本のみ

# 最高裁大法廷判決(2015.12.16)



- 民法規定をめぐる訴訟が最高裁判決
- 夫婦同姓規定は合憲  
なぜなら、社会に定着しているから
- 15人の裁判官  
10人 (合憲) 対 5人 (違憲)  
女性裁判官3人全員が違憲

# 民法752条の違憲性とは、

- 結婚前から続く社会生活での個人識別機能を損ねることによる自己喪失感
- 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえない
- 通称は公的な文書には使用できない場合があるという欠陥
- 通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起することになる
- 例外なく、夫婦の片方が従来の氏を維持し、片方が従来の氏を改めるとするものであり、これは、憲法24条1項にいう婚姻における夫婦の権利の平等を害するものである
  - 最高裁判決文 [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/546/085546\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf)

これだけ、夫婦同姓規定を維持することには無理があると指摘されているのに、なぜ、選択的夫婦別姓は認められないのでしょうか？

# 夫婦同姓規定最高裁判決 2021.6.21

- 合憲
- 11人 (合憲) 対 4人 (違憲)
- この種の制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄



# 男性の改姓によるととまどい

- 改姓をしたくないための事実婚を夫の両親が激怒、夫の勤め先が「結婚」を認めない（祝い金、住宅手当）
- 「婿養子なの？」
- 「自分とは違う人間が、自分として存在している」感覚  
→ペーパー離婚
- 離婚、再婚で親の姓に振り回される子どもは迷惑  
(朝日新聞 2018年3月19日)



# 様々な考え方 2018.8.9 朝日新聞

パラリンピック走り幅跳び(2004, 08, 12)、結婚後改姓  
同じ姓のほうが家族一緒にチーム  
で闘っている気持ちを持てる

サイボウズ社長、戸籍名と通称使用を  
使い分けることに対するコスト  
戸籍名変更に伴う費用、  
海外出張時の不便さ





# 同性婚

法律婚は異性間のみ限定されるのか？

# 現状 (2017年時点)

- 同性婚が認められている国
  - オランダ、ベルギー、カナダ、英国、米国、台湾 etc. 30か国
- 認められていないが、パートナーシップ制度のある国
  - 日本 etc.
- 刑罰のある国
  - 同性愛は死刑：サウジアラビア、イラン、イラク・・・
  - 同性愛は違法：インド、エジプト・・・

『女性の世界地図』より

# 同性婚 2021.3.17 札幌地裁



- 同性同士の法律婚を認めないのは「法の下での平等」を定めた憲法14条などに反する
- 同性婚を巡る違憲判断は初
- 24条が「両性」など男女を想起させる文言を用いていることにも照らせば、異性婚について定めたもの、現行制度が24条に反しているとは言えないと判断した

- **判決文より抜粋**

異性愛者と同性愛者の差異は、性的指向が異なることのみであり、かつ、**性的指向は人の意志によって選択・変更できるものではないことに照らせば**、異性愛者と同性愛者の間で、婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益の価値に差異があるとすることはなく、そのような法的利益は、同性愛者であっても、異性愛者であっても、等しく享有し得るものと解するのが相当である。

(中略)

異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを楽しむ法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。

したがって、本件規定は、上記の限度で**憲法14条1項に違反**すると認めるのが相当である。

- **憲法14条**

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

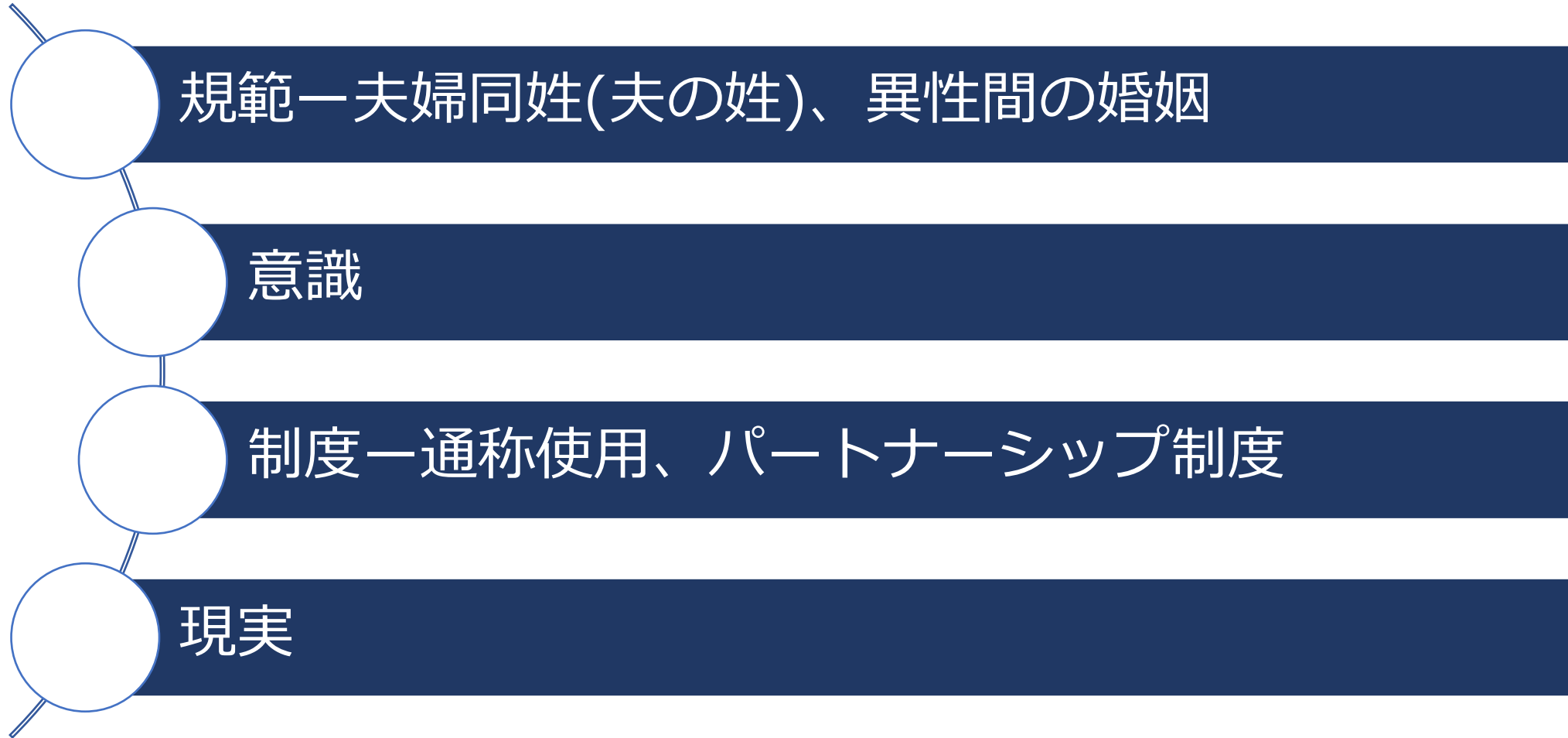
- **憲法24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

# 同性パートナーシップ条例

- パートナーシップ証明は、法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備えた、戸籍上の性別が同じ二者間の社会生活における関係を「パートナーシップ」と定義し、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを証明するものです。（渋谷区ホームページ）
- 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」
- 2015年3月に成立、同年4月1日に施行
- 行政としては全国初の取り組み
  
- 求めているのは、平等
- 「両性の合意」の解釈問題



# 選択的夫婦別姓、同性婚





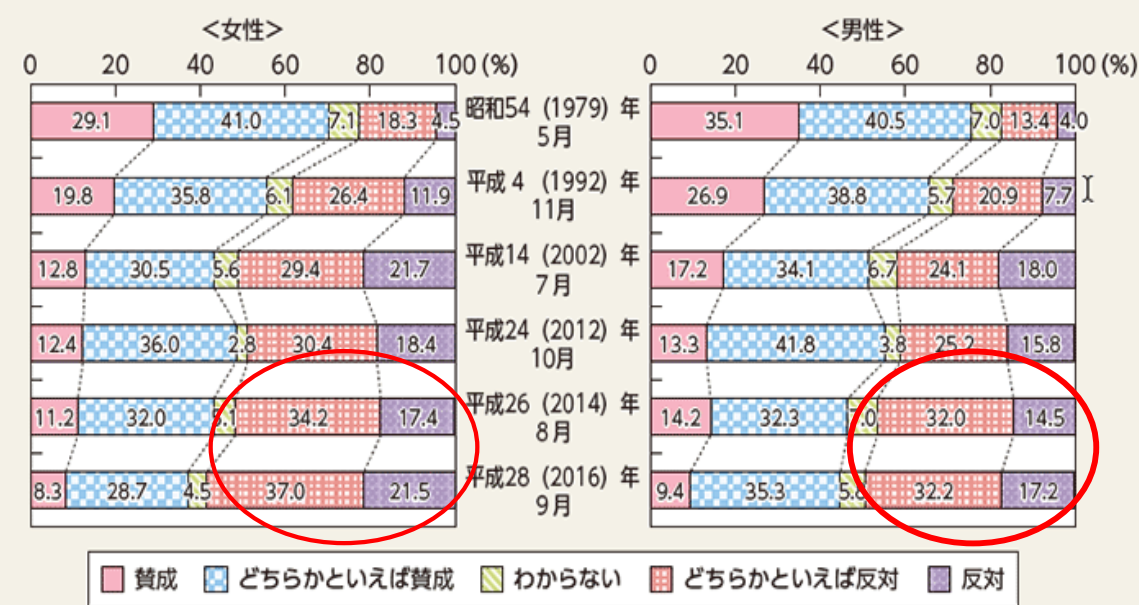
# ケア役割

# 家庭内の役割分担

- 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
  - 賛成ーどちらかといえば賛成ーわからないーどちらかといえば反対ー反対
- 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児時間
  - 夫婦でどの程度差があると思いますか？

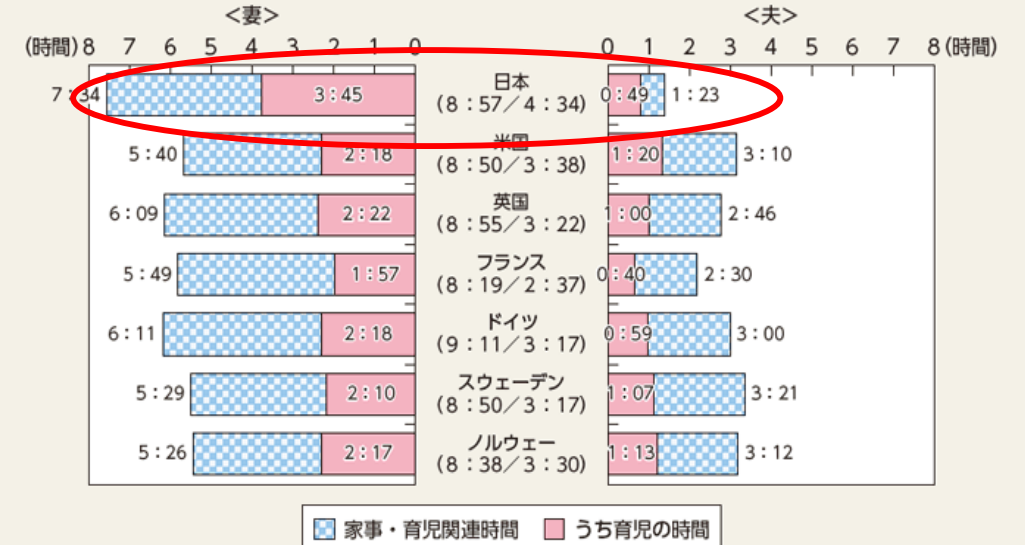
# 『男女共同参画白書令和元年度版』より

I-3-5 図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化 (男女別)



(備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4年), 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年, 24年, 28年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。  
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28年の調査は, 18歳以上の者が対象。

I-3-10 図 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり, 国際比較)



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2016) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。  
 2. 日本の値は, 「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」, 「介護・看護」, 「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。  
 3. 国名の下に記載している時間は, 左側が「家事・育児関連時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。右側が「うち育児の時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。

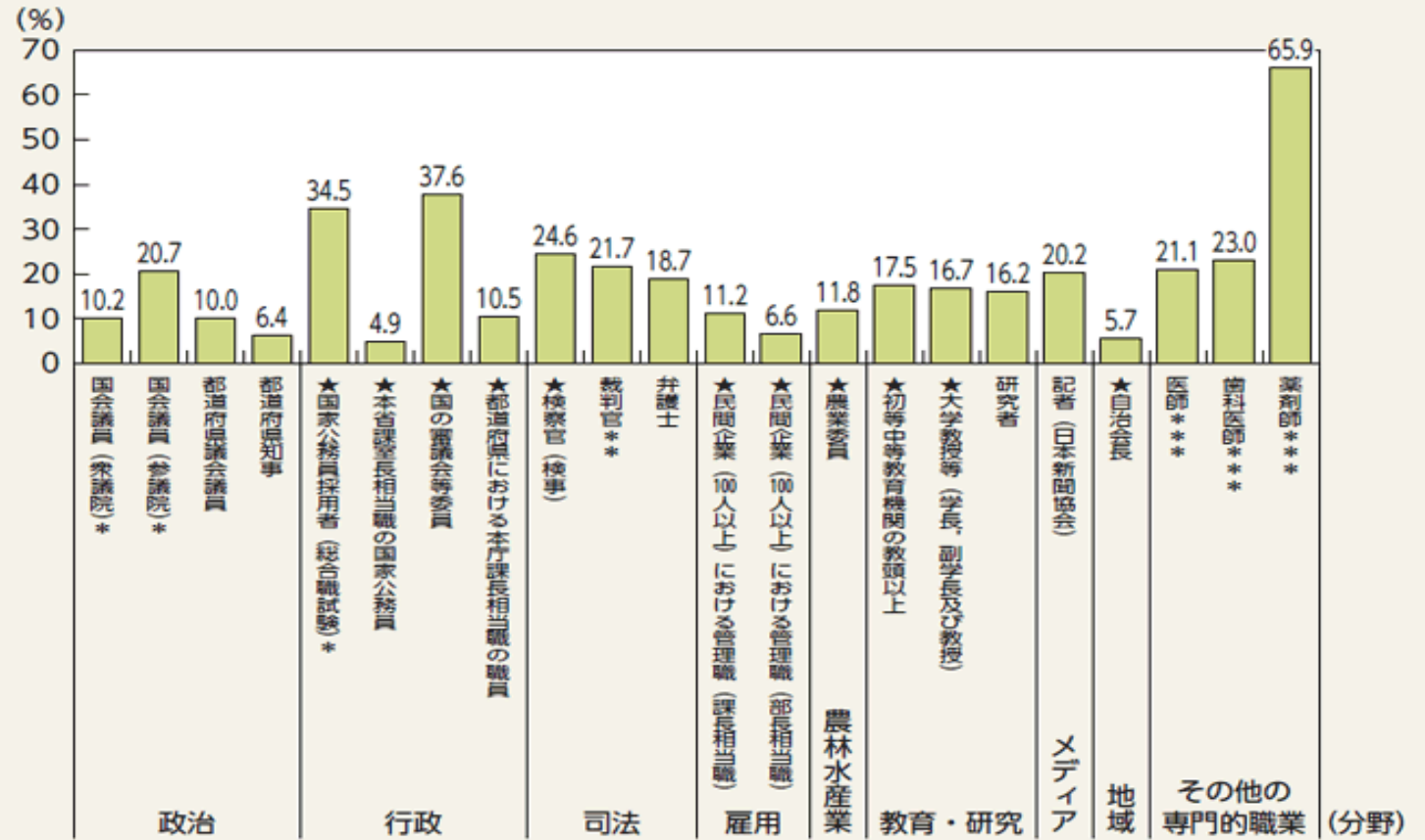
# マミートラック

- 子どもを持つ女性の働き方のひとつ
- 時短などによって、仕事と子育ての両立はできるものの、
- 昇進・昇格とは縁遠いキャリアコース

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合

# 指導的地位に 占める女性の割合

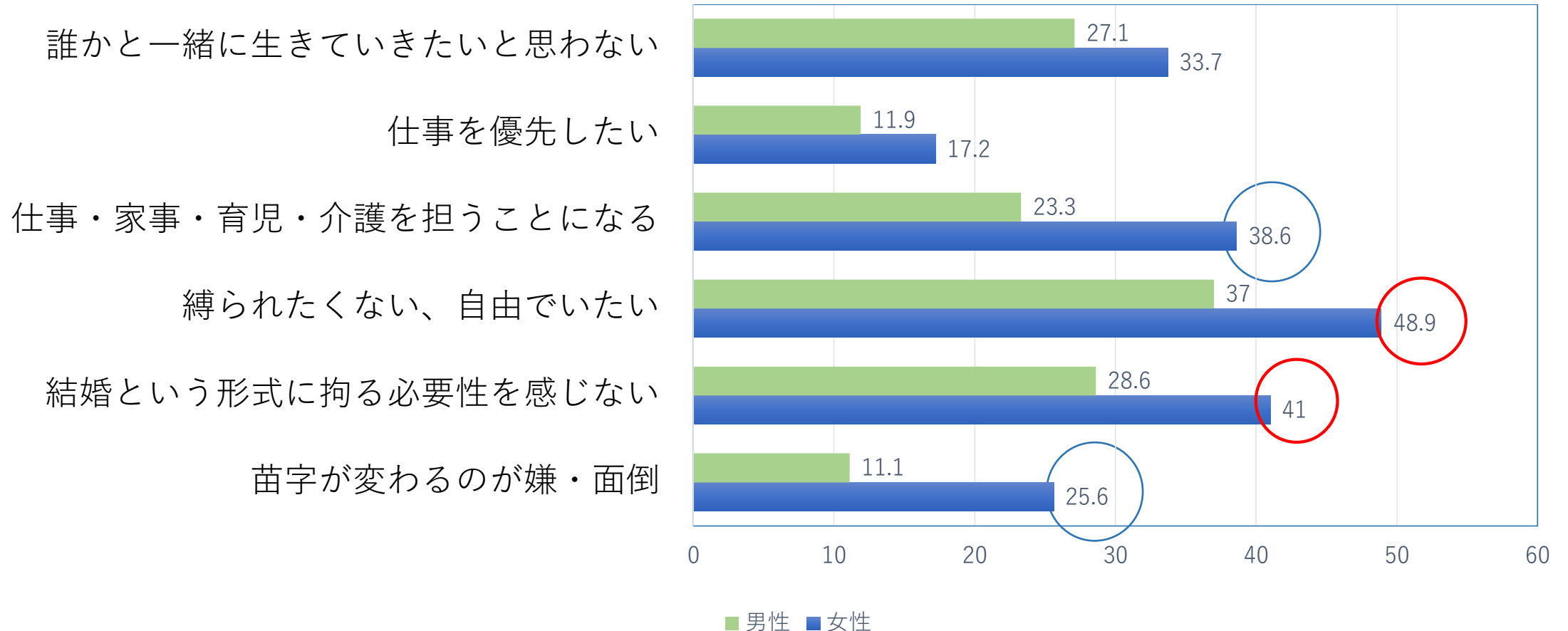
- 『男女共同参画白書 令和元年度版』より



(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成30年度)より一部情報を更新。  
 2. 原則として平成30年値。ただし、\*は平成31年値、\*\*は平成29年値、\*\*\*は平成28年値。  
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。  
 また、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。

# 積極的に結婚したいと思わない理由 20-39歳独身男女比較

『男女共同参画白書令和4年度版』





結婚にまつわるいろいろなから見えてきたこと…



- 制度を作れば格差が解消されるわけでもない
- 制度自体に性差別/弱者差別の問題がはらんでいる場合もある
- 男女共同参画、ジェンダーにかんする考え方も幅広い
- 性別役割観、能力差概念、性別による特性差といった概念が社会生活のあらゆる側面でジェンダー秩序を生み出している。
- 社会の根底に根付いているジェンダーという視点を多角的で柔軟に思考するための道具の一つとして提供

この講義を通じて、  
3点を往復し多角的に思考する力を養う

性差別・矛盾  
価値対立・ゆらぎに  
敏感になる



考え方の道を知  
る（理論）



現実社会にふれる

# (性)差別/矛盾に敏感になる

## 「あたりまえ」を問い直す作業

- 性別役割分担にかんするもの
- 男らしさ・女らしさの規範にかんするもの
- 性的な強制にかんするもの:強制異性愛・異性愛主義・異性愛規範

良い・悪い、正しい・正しくないではなく、  
それに違和感を持つ人がいること、生きづらい人がいること、  
傷ついている人がいることに敏感になることがはじめの一步



# 社会実践と理論の往復

# ざっくりとしたフェミニズムの流れ

## ◆「人」と「人」ではないもの

オランプ・ドゥ・グージュ(1791)『女性および女性市民の権利宣言』(仏)

『人権宣言』(1789) 人 = 25歳以上一定の租税要件を満たす**成年男子**

## ◆第1派フェミニズム：**権利**

19世紀、参政権、財産権、就労権

## ◆第2派フェミニズム：**平等**

1960年代以降白人中流階級を中心に、黒人による公民権運動とともに

## ◆第3派フェミニズム以降：**多様性**

性別二元論を越え、カテゴリーでくくりきれない現実を捉える

# 女性差別撤廃条約

- 国際条約: 1985年に批准
  - 女性差別立法是正指導
    - 婚姻年齢の差別、再婚禁止期間、夫婦別姓が認められていない
  - 労働市場での男女不平等の是正
  - 性別役割分担意識を助長するメディア、広告、教材の見直し

# 第3波以降

- 百花繚乱状態（第4波）
  - セレブリティ・フェミニズム：ビヨンセ、エマ・ワトソン等
  - ハッシュタグアクティヴィズム・フェミニズム：#MeToo
  - ポストコロニアル・フェミニズム：イスラームのヴェール問題等
  - ブラック・フェミニズム：性差別＋人種差別
  - ポピュラー・フェミニズム：ポピュラー文化からの発信
- ポスト・フェミニズム
  - ジェンダー平等は望ましい、ジェンダー不平等はない、ジェンダーに関する社会運動は不要、使命を終えた

# ざっくりとした学問の流れ

- 女性学 (1960年代)
- 男性学 (1990年代) / メンズ・スタディーズ
- ジェンダー論
  - 社会的・文化的に構築される性のあり方を考える
  - 男女二項対立図式の解体
  - 規範・イデオロギーから生じる問題を考える
- クィア理論 / クィア・スタディーズ
  - 誰もが異性愛者だと想定することの問題を考える



# インターセクショナルリティ

- 様々な差別の複層性、交差性を示す概念
- 人を単一のカテゴリーで分析することは、同一カテゴリー内、カテゴリー間の差異を抹消し、問題を性差に還元する危険性を持つことへの警鐘
  - 白人・中流 ⇔ ブラックフェミニズム

# 複雑な問題を多様な視点から考える

理論を押さえる

ジェンダー論  
メンズ・スタディーズ  
クィア・スタディーズ

海外の状況を知る

イスラーム  
西洋史

様々な学問分野の視点から  
考える

生物学、心理学、文学、  
社会福祉、国際法、言語学

社会実践を知る

行政（横浜市）  
NPO

# 本日参考文献（登場順）

- 荒牧央 2019. 45年で日本人はどう変わったか(1):第10回「日本人の意識」調査から.  
『放送研究と調査』5月号  
[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20190501\\_7.html](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20190501_7.html)
- 厚生労働省「平成28年度 人口動態統計特殊報告  
「婚姻に関する統計」の概況」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin16/index.html>
- 国立社会保障・人口問題研究所 2017 「現代日本の結婚と出産：第15回出生同行基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書」  
[https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15\\_reportALL.pdf](https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf)
- 法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>
- シーガー, J. (2020) 『女性の政界地図：女たちの経験・現在地・これから』 明石書店
- 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書』  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)

# 読書案内

- 佐藤文香 (2019) 『ジェンダーについて大学生が真剣に考えてみた』 明石書店
  - 一橋大学の佐藤文香ゼミ生が執筆しています。大学生が日常で感じる素朴な疑問に対して、ゼミ生たちが回答しています。とてもわかりやすい内容
- 加藤秀一(2017) 『はじめてのジェンダー論』
  - ジェンダーは死語ではない、今日的問題としての重要性がわかりやすく紹介されている教科書的な本
- Google Scholar (論文検索サイトの一つです) で「ジェンダー」をキーワードに検索
  - 様々な分野で様々な視点から研究が行われていることが分かります。右側に[PDF] と表記されていたら、ダウンロードして読むことができます。興味がある論文を見つけたら、読んでみてください。
- 佐藤響子・平井美佳. (2019) 横浜市立大学全学共通初年次教育「現代社会とジェンダー」実践報告. 横浜市立大学論叢人文科学系列, 1, 61-70.
  - この講義のコンセプトを記した論文。検索して読んでみてください。



連絡事項等

# スケジュール

- 4月10日 講義概要説明 (佐藤響子・本学国際教養学部)
- 4月17日 生物学とジェンダー (佐藤友美・本学理学部)
- 4月24日 心理学とジェンダー (平井美佳・聖心女子大学)
- 5月 8日 ジェンダー論概観 (鈴木周太郎・鶴見大学)
- 5月15日 メンズ・スタディーズとジェンダー (横山道史・本学「ジェンダー論」講師)
- 5月22日 クィア・スタディーズ外観 (ビューラー・シュテファン)
- 5月29日 日本文学とクィア理論の実践 (木村朗子・津田塾大学)
- 6月 5日 ジェンダーとエイジズム (陳礼美・本学国際教養学部)
- 6月12日 男女共同参画に関する横浜市の取り組み (横浜市政策局男女共同参画推進課)
- 6月19日 国際法と女性差別 (瀬田真・早稲田大学)
- 6月26日 西洋史とジェンダー (鈴木周太郎・鶴見大学)
- 7月 4日 イスラーム研究とジェンダー (山崎和美・本学国際教養学部)
- 7月10日 NPOの取り組み：多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり：20人に一人はいるかもしれないLGBT (星野慎二・特定非営利活動法人SHIP代表)
- 7月17日 言語学とジェンダー (佐藤響子・本学国際教養学部)
- 7月24日 まとめ (佐藤響子・本学国際教養学部)

# 授業の進め方・評価

資料の配布は行いません。  
各自で事前にご用意ください。

## • 授業の進め方

1. Teamsに掲載（前の週の土曜日を予定）された講義資料を読む
2. 授業を受講
2. 講師出題の設問にFormsから回答（授業翌日23時59分締切）

## • 評価

1. 講師出題の設問への回答 75点
2. 最終課題（レポート） 25点

（単位修得のためには最終課題の提出が必須）

# 本日の課題

- 婚姻、選択的夫婦別姓制度、性別役割分担等に関する選択式質問への回答
- 本日の内容をふまえて考えたこと

- 下記より回答してください

<https://forms.office.com/r/aUp1EaVzR3>



授業翌日23時59分締切



# 連絡先

- 担当

佐藤響子(国際教養学部) Email : [ksatoh@yokohama-cu.ac.jp](mailto:ksatoh@yokohama-cu.ac.jp)

- 情報（講義資料、課題のリンク先）の掲載

Teams コード

- 研究室 総研棟（PEセンターと同じ）

226室

- その他（本日の資料は以下にも掲載してあります）

佐藤響子研究室ホームページ <https://kyokosatoh.jimdofree.com/>

履修登録確定までは、YCU-boardにも資料を掲載予定



一般  
連絡事項

フィードバック  
課題に対する講師  
からのコメント

課題へのリンク  
事後課題のURL

講義資料  
講義に使用する  
資料の掲載